

令和7年8月25日

第8回加須市農業委員会総会議事録  
(公開用)

加須市農業委員会

## 第8回 加須市農業委員会総会議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 農用地利用集積等促進計画（案）について

議案第5号 加須農業振興地域整備計画の変更について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書について

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

招集年月日		令和7年8月25日			招集場所		市民プラザかぞ 多目的ホール		
開会の日時		午後1時57分			閉会の日時		午後4時17分		
会長	小川達男	職務代理		松本昇					
議席	委員氏名	出	欠	議席	委員氏名	出	欠		
1	高橋雅一	○		9	小山治延	○			
2	久保文夫	○		10	須藤秀夫	○			
3	瀬下京子	○		11	関弘明	○			
4	山岸和男	○		12	松本昇	○			
5	嶋村淨	○		13	中島利雄	○			
6	金子勇一	○		14	小川達男	○			
7	小川達夫	○		15	小坂実	○			
8	松本榮次郎	○							
加須市農業委員会事務局					加須市農業振興課				
局長野崎修司					主幹野崎浩次				
次長前島勝己					主事梓澤寿				
主任渡辺昌也									
主任三村隆浩									
主任福地英昌									

開会 午後 1時57分

○局長（野崎修司君） 「あいさつ さわやか かぞのまち」、皆さん、こんにちは。

定刻ちょっと前になりますけれども、皆様おそろいになりましたので、これより令和7年第8回の加須市農業委員会総会を始めさせていただきます。

---

### ◎開会の宣告

○局長（野崎修司君） 初めに、松本職務代理より開会のご挨拶をお願いいたします。

○職務代理（松本 昇君） 皆様、こんにちは。職務代理の松本です。

委員各位におかれましては、ご多忙の中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

新聞とかを見ますと、米の概算金が何か混乱、何だかんだとあつたり、あと早いところで水稻の収穫も盛んになっていると思います。品質もちょっと心配ですか、いろんなこともちよつと聞いています。

それでは、これより令和7年第8回加須市農業委員会総会を開会いたします。

---

### ◎会長挨拶

○局長（野崎修司君） ありがとうございました。

続きまして、小川会長さんからご挨拶をいただきます。よろしくお願ひいたします。

○会長（小川達男君） 皆様、こんにちは。

本日は、公私とも大変お忙しい中、当総会にご出席いただきましてありがとうございます。

今年は、私の記憶によりますと3回目の猛暑週間という時期に、今、入っていると思います。

そういう中、私の近場でも特に元気な作物があります。それが、オヒシバという品種があります。この品種の生命力、あと成長力、あれをいかに利用できないかというふうに、最近はつくづく思っております。そういう中、今後、あれを皆様方がよく観察いただきまして、

うまくあらゆるところに利用できればというふうに考えております。

さて、本日も多数の案件があります。皆様方のご協力の下、審議がスムーズに進行できればというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたしたいと思います。

簡単でありますけれども、私の挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願ひします。

○局長（野崎修司君） ありがとうございました。

---

◆

---

#### ◎出席委員数の報告

○局長（野崎修司君） 本日の総会でございますけれども、本日、委員全員のご出席をいたしておりますことをご報告申し上げます。

---

◆

---

○局長（野崎修司君） 次に、議事に入ります前に、皆様にお配りしてございます議案に若干訂正がございますので、こちらにつきましてご説明させていただきます。

○事務局（前島勝己君） 訂正ですが、3点ございます。

まず、議案書9ページ、5条の12番、北川辺地区の案件でございますが、こちらの左から3行目のさんの住所地が、になっておりますが、に訂正をお願いします。こちらについては、担当委員さんからご指摘がありまして、申請自体が間違っていたということで、代理人に修正の依頼をいたしました。

2点目ですが、平面図、計画図の5-13が差し替えとなりますが、新しいものを皆さんにお配りしております。

こちらについては、真ん中の農道が途中で途切れしておりましたので、その部分の修正ということで代理人に修正していただきました。新しいものをお配りしておりますので、そちらでご審議いただければと思います。

最後ですが、計画図、平面図の5-16ですが、右下のBのB'の構造的なものですが、端の平場、あるいは堀がありませんでしたので、事務局で指摘をいたしまして、本日、修正の図面が提出されましたので、差替えとなります。

訂正については以上でございます。

○局長（野崎修司君） それでは、これより議事に入らせていただきます。

議事の進行につきましては、小川会長さん、どうぞよろしくお願ひいたします。



#### ◎議事録署名委員の指名

○会長（小川達男君） それでは、よろしくお願ひしたいと思います。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員に

3番、瀬 下 京 子 委員及び

4番、山 岸 和 男 委員

の両委員を指名したいと思います。



#### ◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小川達男君） 日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の9件を議題といたします。

初めに、1番の加須地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図1ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられています。

また、譲受人は現在耕作しており、隣接する所有地と効率的に一体として今後も耕作していくため、譲渡人は規模縮小のための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（久保文夫君） 2番、久保です。

8月12日、推進委員の梅田さんと野本さん及び譲受人、　さんの4人で現地調査並びに聞き取り調査を行いました。

申請地は　の住宅が建ち並ぶ地域の一画にあり、218平米に稻が作付されていました。この南側一帯は騎西地域で、遊休農地もありますが水田が広がり、　が西方向に見える環境です。

さんは高齢ですが稻作を続けおり、申請地に隣接して　さんの稻作地があることから、親の代から、譲渡人で　さんから借り受け、耕作しているものです。

このたび　さんからの依頼で協議が整い、申請地を購入することになったのですが、引き続き地域の営農や周辺の住宅には影響がないものと思われます。

本件の申請につきましては、申請書面及び聞き取り調査から許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○会長（小川達男君）　ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君）　ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1番の加須地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君）　挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、2番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君）　ご説明いたします。

位置図2ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は営農規模拡大のため、譲渡人は営農規模縮小のための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君）　ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（小山治延君）　9番、小山です。

8月17日、増川推進委員と現地調査及び聞き取りに行ってきました。

現地はきれいに管理されていました。

譲受人の　さんにお聞きしたところ、譲渡人の　さんは　歳で、　のため土地の管理が難しくなり、　さんとご近所で、今回土地の売買の話になり、その土地で野菜を作る予定です。

許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○会長（小川達男君）　ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君）　ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

3番の騎西・鴻茎地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君）　挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、3番の樋邊川地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君）　ご説明いたします。

位置図3ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられています。

また、譲受人は営農規模拡大のため、譲渡人は遠方のため耕作が困難なための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君）　ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（須藤秀夫君）　10番、須藤秀夫です。

8月18日に、地区担当委員の寺田薰さん、森博司さんの3人で現地確認を行ってまいりました。譲受人の　さんに現地対応をしていただきました。

案件の土地は、　さんの自宅のすぐ近くにあり昨年から野菜畠として借りているそうです。現地はナス、トマト等が栽培されており、管理されておりました。土地を管理するため

トラクターを購入し、近所の方からいろいろなアドバイスを受けながら野菜作りをしているとのことです。　　さんの住所は　　になっておりますが、今は　　に住んでおりカフェを経営しています。できた野菜は、お店で調理して提供しているとのことでした。

譲渡人の　　さん、　　さんは高齢であり、　　に住んでおり、管理ができないため売却したいとのことです。耕作放棄地になるのを未然に防ぎ、農地を有効利用できると思います。

このようなことから、本件申請は、状況を確認し許可相当と判断をいたしました。ご審議のほどよろしくお願いいいたします。

○会長（小川達男君）　ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君）　ないようですので、採決いたします。

3の樋内川地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君）　挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、4番の大越地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君）　ご説明いたします。

位置図4ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられています。

また、譲受人は経営規模拡大のため、譲渡人は経営規模縮小のための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君）　ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（須藤秀夫君）　10番、須藤秀夫です。

8月18日に、地区担当委員の腰塚明さんと現地確認を行ってまいりました。譲受人の代理人であります　　さんの案内で現地確認を行いました。

　さんによりますと、譲受人の　　さんは、譲渡人、　　さんの土地を購入し、野菜を作りたいとのことです。

案件の土地は、　　さんの自宅のすぐ北側にあり、しばらく耕作されておらず草がありましたが、ヨシで覆われている状態ではありませんでした。草払い機で管理できるような状態でした。この先、野菜畠として管理すれば、耕作放棄地を未然に防げると思いました。

今年の1月に案件の土地につながる地図の右側の土地を購入してあり、竹藪を解消し整備してありました。

このようなことから、本件申請は、状況を確認し、許可基準を満たしていると思われますので許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○会長（小川達男君）　ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君）　ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

4番の大越地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君）　挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、5番の志多見地区の案件について、事務局より説明お願いします。

○事務局（渡辺昌也君）　ご説明いたします。

位置図5ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は経営規模拡大のため、譲渡人は規模縮小のためとなっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君）　ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○8番（松本榮次郎君）　8番、松本です。

ただいま説明のとおり、ナンバー5番については8月17日、地区担当の夢川さん、それから譲受人の　　さん、譲渡人の　　さん、そして代理人の　　さんと書いてありますけれども、これは譲受人の　　さんと夫婦でございます。5人で現場を確認し、説明を受けました。

位置図をちょっと見ていただくと分かるんですけども、今現在、この四角に囲っている

横の　　と書いてあるところですけれども、現在この土地でございますが、既に逆に縦方向、今、横方向の黒い太字になっていますけれども、縦方向に薄い枠が囲ってあると思うのですけれども、もう既にこの土地はキュウリの栽培でハウスが建っております。

さんは、この土地を　　さんに貸して土地をやっていましたけれども、　　さんは高齢でございますので、　　さんに譲りたいということで、もう既に話はできているというふうに聞いております。

特に説明の中では問題ないというふうに判断しました。許可相当と判断しております。ご審議よろしくお願ひしたいと思います。

○会長（小川達男君）　ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君）　ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

5番の志多見地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君）　挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、6番の田ヶ谷地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君）　ご説明いたします。

位置図6ページ、7ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は農業の規模拡大のため、譲渡人は遠方により耕作が困難なためとなっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君）　ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（関 弘明君）　11番の関弘明です。

8月17日日曜日に、推進委員の清水さんと増田さんの3人で現地確認を行ってまいりました。案内と聞き取りは、本申請の譲受人であります　　さんに対応していただきました。

今回の譲渡人の　さんは元々地元の人で、今回の申請地の近くに住んでおりましたが、現在は　し　に住んでおります。ご両親が亡くなり、相続により今回の申請地を取得したところでございます。　に居住しているということで、耕作はできませんので、これまで農地中間管理事業を活用し、農林公社のほうに貸付けをしておりました。　さんはかねがね農地の処分を考えていたそうで、元々地元の人ですので、　で熱心に農業をやられている、今回の譲受人である　さんに相談したところ話しがまとまり、今回の申請に至ったとのことでした。

今回の申請に当たり、先ほど説明したとおり農林公社との契約が残っておりますので、この契約を合意解約しております。この合意解約の詳細は、今回の議案書の 21 ページの 32 番に記載されております。

本件農地の状況ですが、稻とトウモロコシが作付されておりました。

このような状況であることから、今回の農地法 3 条の申請については許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○会長（小川達男君）　ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君）　ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

6 番の田ヶ谷地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君）　挙手全員ですので、許可とすることに決定をいたします。

次に、7 番及び 8 番の種足地区の案件については関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君）　ご説明いたします。

位置図 8 ページ、9 ページをご覧ください。

3 条の 7 番と 3 条の 8 番は譲受人が同一で関連がございますので、一括にてご説明いたします。

両案件は、贈与による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は両案件とも経営規模拡大のため、譲渡人は両案件とも高齢により農業を行わないと認められたための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ありがとうございました。

ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員は私ですので、私の方から現地調査の結果並びに補足説明をさせていただきます。

この案件につきましては、去る8月21日に、推進委員の石川さんと2人で現地調査を行いました。

現地は私の地元でありますし、譲受人さんは、この地域で大規模に稻作を作付されているところであります。そして、2人で現地を見た結果、この2つの筆はどこにあるか分からぬような大規模な中の一画の2筆であります。

そして、現地でちょうど譲受人の奥さんが農作業しておりましたので、奥さんから聞き取り調査を行いました。この2筆の下側に自作地が1町ばかりあるそうです。そして15年以上前から、この2筆と一緒に自作地で大きく稻作をしているという話がありました。そして、今回の申請書を確認してくれと見せたんすけれども、そのとおりだという話がありました。そして、後日、私とさんがある場所で行き会いまして確認を取ったところ、そのとおりで間違いないというお話をいただきました。

また、あとこの譲渡人の2人なんすけれども、私の地元に実家があります。それで、2人とは姉妹の関係であります。そして、この2筆は相続でいただいた物件であります。

そういう点から、何ら問題ないというふうに判断しましたので、ご審議のほどよろしくお願いしたいと思います。

それでは、本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

初めに、7番の種足地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、8番の種足地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(举手全員)

○会長（小川達男君） 举手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、9番の元和地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図10ページをご覧ください。

本案件は、使用貸借権3年により土地を借り受けるもので、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人はこれから法人として農業経営を行っていくため、譲渡人は高齢により農業を行わないと認められております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○13番（中島利雄君） 13番、中島です。

8月22日に、推進委員の落合さんと2人で現地確認に行ってまいりました。現地で譲受人の の代理人の さんにお会いし、いろいろお話を伺ってまいりました。

現地は少し草が生えておりましたが、管理はされておりました。そこにニンニク栽培するとのことでした。

何ら問題なしと判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

ないですか。

(「ありません」と言う人あり)

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

9番の元和地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は举手をお願いします。

(举手全員)

○会長（小川達男君） 举手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。



## ◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小川達男君） 次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」の2件を議題といたします。

初めに、1番の水深地区の案件について、事務局より説明お願ひします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図1 1ページ及び平面図の4-1をご覧ください。

本案件は、太陽光発電施設及び農業用施設を設置するもので申請されております。

申請地は第2種農地で、農地の状態で保全管理をされている状況を確認しております。

なお、太陽光発電施設の設置に関して、申請者の会社定款に記載されていないことについて、加須農林振興センターに確認したところ、自家消費であれば定款の記載までは不要であると思われると回答をいただいております。

なお、相談地につきましては、令和7年2月28日付で加農委指令第88号により農地法第3条の許可を取得しておりますが、事業の目的が達成されていないため、まずは取得した目的で耕作を行っていただくことが必要ですということを回答しているところでございます。

なお、上記農地法第3条許可取得時の許可申請書に添付された誓約書において、権利取得後において、譲受人は、譲受人の保有する農地の全てについて十分な耕作を行う旨の記載がされているが、耕作は行われていない状況でございます。

また、相談地に隣接する第三者の農地において、権利の設定を行わず申請者の農業用施設が設置されております。

今回の申請に伴い、申請者の本店がある 市農業委員会に申請者の情報を確認したところ、申請者は 市内の農地において、販売所及び駐車場として利用していることを確認しております。

このようなことから、農地法第4条第6項第3号の申請に関わる、農地を農地外のものにする行為を行うために必要な信用があると認められないと考えられます。

以上のことを踏まえ、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（小山治延君） 9番、小山です。

8月17日、増川推進委員と現地調査に行ってきました。現地はきれいに管理されていま

した。

代理人の　　さんにお聞きしたところ、申請地にビニールハウスを建てて太陽光発電をつくり、その電力を使う予定です。申請者は　　さんです。

難しいところはありますが、ご審議のほどよろしくお願ひします。

○会長（小川達男君）　ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君）　ないようですので、採決いたします。

1番の水深地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手なし）

○会長（小川達男君）　挙手なしでありますので、許可不相当とすることに決定をいたします。

次に、2番の豊野地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君）　ご説明いたします。

位置図1 2ページ及び配置図4-2をご覧ください。

本案件は、農地転用許可を取得している隣接地とともに一体として利用してきた農業用施設が農地法の手続を行っていなかったため許可を取得するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、農用地（青地）と判断されますが、農業振興地域の整備に関する法律の規定に基づき、農業用施設用地として用途区分の変更（軽微変更）がされており、今後においても農業用施設用地として使用していくことから、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君）　ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○6番（金子勇一君）　6番、金子です。

8月18日に、地区担当委員の坂田さんとともに、譲受人代理の　　から聞き取り調査、現地調査を実施いたしました。

現地は農業用倉庫が設置され、あるいは農機具置場等に利用されておりました。

さんによりますと、譲受人は隣接地に約20年前、農地転用し、農業用施設を設置し

営農していましたが、規模拡大に伴い農機資材が増えて、時々仮置き場として利用するようになり、いつの間にか常態化し、農業用倉庫まで造ってしまったということで、大変恐縮していましたとのことでした。

また、西側、北側には農地が接しておりますけれども、この転用による日当たり等の支障はないようでした。

このようなことから、農地法の許可基準を満たしていると思われますので、許可相当と判断したところでございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

2番の豊野地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員ですので、許可相当とすることに決定をいたします。

---

◆

---

#### ◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小川達男君） 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について」の1件を議題といたします。

1番の大桑地区の案件について、事務局より説明お願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図13ページ及び現況図5-1をご覧ください。

本案件は、令和7年4月7日付、墓地用地として許可となりましたが、権利の内容について売買から贈与に計画変更するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、令和7年4月7日に墓地用地として許可を取得した案件となります。権利の内容について売買から贈与に計画変更するもので、一般基準及び立地基準上、やむを得ないと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（久保文夫君） 2番、久保です。

8月11日、推進委員の梅田さんと野本さん及び の4人で現地調査並びに聞き取り調査を行いました。

申請地は 地区の既存集落と新興住宅の中に位置する の墓地の中にあり、先代住職から引き継いだ農地のままであった墓地を今年3月の総会で農地転用の許可を得たものですが、その内容について、所有権を売買から贈与に変更したく、今回の申請となったものです。

現状では個人の物件として売買した形になり、檀家の方々には将来にわたり禍根を残すと考え、今回、所有権を贈与とし、法人として受け取りたいと計画変更申請をしたものです。

本件の申請につきましては、申請書面及び聞き取り調査から、計画変更はやむを得ないと判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いしたいと思います。

○会長（小川達男君） ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

どうぞ。

○11番（関 弘明君） 11番の関です。

参考のためにお聞きしたいのですが、計画変更ということで、売買から贈与に変更するということで、特にそれについて問題は全くないと思うのですが、計画変更のやり方といいますか、申請の仕方といいますか、令和7年に許可が出ているということで、許可書は出ているかと思うのですけれども、その許可書の取扱いの仕方と、今回変更するに当たって、その許可書を変更されるのか、新たに申請されるのか、ちょっとその辺分からないんですけれども、その辺の変更の仕方というか、申請のやり方を確認したいということと、今回の議案書に載っているお名前を見ると、譲受人だけのお名前になっているんですけども、当然令和7年のときは譲渡人と譲受人という形で申請があったかと思うのですけれども、この案件については、もう既に前の許可書で所有権移転登記が済んでしまっているのかどうなのか、その辺をちょっと教えていただければと思います。

○事務局（渡辺昌也君） 事務局です。

1点目のまずご質問なんですが、許可書の出し方になるんですが、こちらは当時、令和7年4月に許可を出したものの写しを今回の計画変更の申請書、計画変更の許可書の後ろに移しをつけて、相手方にお出しするような形になります。

あと、今回計画変更について、2点目の申請者、　　さんのみでの申請となっておりますが、実際、令和7年に許可をしたときの渡し人の方の同意を後ろにつけていただいて、申請を受け付けているという状況でございます。

以上です。

○11番（関 弘明君） 11番の関です。

そうすると、一度出た許可書は回収するという形ではないということなんでしょうか。許可書をそのまま回収しないで変更するという形でやっているわけでしょうか。

○事務局（渡辺昌也君） 交付した許可書は回収せずに、新たな計画変更をお出しするという形になっております。

回収しないというお話、今回同じ人で、お出しはしていないんですけども、状況によつて、またちょっと原因とか渡し人が違う場合には、許可書のほうをお返しするケースもあるということで、追加でご回答させていただきたいと思います。

○11番（関 弘明君） 11番の関です。

一度許可したものが、売買で許可書が所有権移転で行っているわけですから、それはもうなくなるという形になるので、許可書を回収してやらないと、何かおかしいような気がするんですけども、一応、確認のために聞きました。

それから、所有権自体は、もう　　のものになっているということではないのでしょうか。

○事務局（渡辺昌也君） 現時点は、まだなっていないです。

○11番（関 弘明君） 分かりました。

○会長（小川達男君） ほかにありますか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1番の大桑地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

---

————— ◇ —————

◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小川達男君） 次に、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の16件を議題といたします。

初めに、1番の大桑地区の案件について、事務局より説明お願ひします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図14ページ、15ページ及び現況平面・断面図、計画平面・断面図5-1をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借権（3か月）により土地を借り受け、農地改良工事、一時転用を行うもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、3か月間の一時転用であり、盛土をし、耕作が可能な土地にするため農地改良工事を行うことから、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明ありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（久保文夫君） 2番、久保です。

8月11日、推進委員の梅田さんと野本さんと、 の事務員で代理人の さん及び譲渡人の さんの5人で現地調査及び聞き取り調査を行いました。

申請地は稲が作付してありますが、 で、高速道路と線路の中ほどにあり、昔から農村集落と新興住宅が混在する地域ですが、耕作している譲渡人、 さんが、部分的な地権者の さんと さんの協力を得て水はけをよくして、耕作しやすくするために、稲刈り終了後、農地改良をし、一時的に引用するものです。

これらのことでの周辺の住宅や他の遊休農地に影響はないものと思われます。

本件の申請につきましては、申請書面及び聞き取り調査から許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○会長（小川達男君） ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1番の大桑地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(举手全員)

○会長（小川達男君） 举手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、2番の水深地区の案件について、事務局より説明お願ひします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図16ページ、17ページ、土地利用・給排水計画図5-2をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借権（30年）により土地を借り受け、自己用住宅を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（小山治延君） 9番、小山です。

8月17日、増川推進委員と現地調査及び聞き取りに行ってきました。現地はきれいに管理されていました。

譲渡人の　さんにお聞きしたところ、譲受人の　さんはお孫さんです。申請地のすぐ下が　さんのお宅です。家族が近くだととても安心できると思い、今回の申請になりました。

許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○会長（小川達男君） ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

2番の水深地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は举手をお願いします。

(举手全員)

○会長（小川達男君） 举手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、3番の樋邊川地区の案件について、事務局より説明お願ひします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図18ページ、19ページ及び平面図5-3をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借権（3か月）により土地を借り受け、農地改良工事（一時転用）を行うもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、3か月間の一時転用であり、盛土をし、耕作が可能な土地にするため農地改良工事を行うことから、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君）　ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（須藤秀夫君）　10番、須藤秀夫です。

8月18日に、地区担当委員の寺田薰さん、森博司さんの3人で現地確認を行ってまいりました。譲受人の　さんに現地対応をしていただきました。

案件の土地は、現在、稲を作付していますが、水はけが悪いため農地改良をすることです。地盤を整備して、　さんの土地は　さん、これは大手で農業を行っている方ですが、　さんが借り受けてトウモロコシを作付することです。また、　さんは果樹と野菜を作付したいとのことでした。

農地改良することで、ほかの農地に影響を及ぼすことはないと思います。

このようなことから、本件申請は、状況を確認し、許可相当と判断をいたしました。ご審議のほどよろしくお願いします。

○会長（小川達男君）　ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君）　ないようですので、採決いたします。

3番の樋邊川地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君）　挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、4番の樋邊川地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君）　ご説明いたします。

位置図20ページ、土地利用計画図5-4をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅の進入路とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農地の不許可の例外に該当し、昭和45年の都市計画法の線引き以前より私道として使用しており、今後においても利用していくため計画したものであり、一般基準及び立地基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君）　ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（須藤秀夫君）　10番、須藤秀夫です。

8月18日に、地区担当委員の森博司さん、寺田薰さんの3人で現地調査を行ってまいりました。譲受人の代理人であります　さんに現地対応をしていただきました。

さんは、　さんの家を購入しましたが、自己用住宅の進入路が昭和45年以前から住宅敷地に接続している私道として利用していることが分かり、今後も引き続き住宅への進入路として利用するため計画したとのことです。

現地は除草もしてあり、きれいに整備されており、境ぐいも測量し、明確にしてありました。

このようなことから、本件申請は、状況を確認し、許可相当と判断をいたしました。ご審議のほどよろしくお願いいいたします。

○会長（小川達男君）　ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君）　ないようですので、採決いたします。

4番の樋邊川地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君）　挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

○局長（野崎修司君）　ここで、審議の途中ではございますけれども、休憩を取りたいと思います。

再開につきましては3時10分といたします。

○事務局（前島勝己君） すみません、最初にお伝えするのを忘れてしまいまして、今日お配りしました緑色のチラシですが、これは消防署から依頼を受けてお配りいたしました。最近家事が多いということで、本日、総会後に、消防署の方がお見えになって、皆様にお話しすることになっております。

休憩 午後 2時57分

再開 午後 3時10分



#### ◎開議の宣告

○局長（野崎修司君） それでは、これより審議を再開いたします。



○会長（小川達男君） それでは、始めたいと思います。

次に、5番の大越地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図21ページ及び土地利用計画図5-5をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借権（30年）により土地を借り受け、自己用住宅を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農地の不許可の例外に該当し、開発行為に関して担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（須藤秀夫君） 10番、須藤秀夫です。

8月18日に、地区担当委員の腰塚明さんと現地確認を行ってまいりました。譲受人の代

理人であります　さんの案内で現地確認を行いました。

譲受人の　さんは、譲渡人の　さんのお孫さんに当たります。現在は　に住んでい  
ることです。将来のことを考えて、実家のすぐ前に自己用住宅を建設することで祖父母  
の老後の世話や、　さん家族とも支え合うことができることから計画したことです。  
現地は測量して境ぐいも打ってあり、除草をしてあり、きれいに整備されておりました。  
案件の土地に住まいを建てても、周囲に影響を及ぼすことはないと思われます。

このようなことから、本件申請は、現地調査、状況を確認し、許可基準を満たしていると  
思われますので、許可相当と判断をいたしました。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○会長（小川達男君）　ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君）　ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

5番の大越地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いし  
ます。

（挙手全員）

○会長（小川達男君）　挙手全員ですので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、6番の不動岡地区の案件について、事務局より説明お願いします。

○事務局（渡辺昌也君）　ご説明いたします。

位置図2 2ページ及び土地利用計画図5-6をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借権（20年）により土地を借り受け、自己用住宅を建築する  
もので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認  
したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上、やむを得な  
いものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君）　ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査  
の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（小川達夫君）　7番、小川達夫です。

8月17日に、儘田推進委員さんと現地を確認した後、譲渡人の　氏宅を訪問してまい  
りました。

現地は、位置図で分かるように　　と　　の角地に当たります。現況は　　まで一団の畠になっておりまして、その一番住宅に適している角地を分筆して宅地にするという案件でございます。

まず、譲渡人と譲受人の関係は義理の親子になります。ですので、　　さんの娘さんの旦那さんが　　さんということで、自宅を訪問いたしましたところ、あいにく　　さんもさんも不在でございました。唯一、　　さんの奥様の、　　さんの娘さんが出てまいりまして、事情を確認してまいりました。

氏は、不動岡の町なかで商業をやっているおたくでございまして、現在は　　さんと娘さん夫婦で同居をしております。同じ敷地内に長男さんの家もございまして、一つの敷地の中に、今、3世帯住んでいるという形になりますので、娘婿であります　　さんとしても、少し離れたところに住みたいということをお父さんに相談したところ、いい土地があるということで今の土地を紹介してくれたそうです。住宅地にはもってこいの　　もある最適な場所でございますので、娘婿さんもここならということで承諾したそうです。

使用貸借ということで20年借りて、その後は娘さんが相続するという形になると思いますので、お互いに合意した使用貸借になります。

何ら問題なしと判断してまいりました。ご審議よろしくお願ひいたします。

○会長（小川達男君）　ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君）　ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

6番の不動岡地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君）　挙手全員ですので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、7番の志多見地区の案件について、事務局より説明お願いします。

○事務局（渡辺昌也君）　ご説明いたします。

位置図23ページ及び計画図5-7をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借権（6か月）により土地を借り受け、農地改良工事（一時転用）を行うもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、農用地（青地）と判断されますが、6か月間の一時転用で

あり、盛土をし、耕作が可能な土地にするため農地改良工事を行うことから、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○8番（松本榮次郎君） 8番、松本です。

このナンバー7の件について、今、事務局のほうからも説明があったように、この申請地は、現在、稻が生産されていまして、特に問題なかったんですけれども、内容的には、ここに書かれている申請地の7枚の土地と、右手にあるここの畑というか、田んぼと畑の差があるんですけれども、段差が約1.2メーターあります。それで、渋谷一弘さんと書いてある手前が4.5メーターの道路から、また1.5メーターぐらいの段差があって、ここはちょうど段差があって低いところです。それで、申請地と書かれているところに落としの水路がありまして、本来なら水はけもいいところかなと思っているんですけども、やっぱり上から水が流れてきたり、右手から水が流れてくるということで、中干しのときに水が切れないということで、生産者が困っているということで、現場はそういうことありました。

内容的には、当日、8月17日に現地を確認し、さんから説明を聞き、代表のさんからその困っている内容を聞きまして、実際は中干しのときに大変困っているんだなと、やむを得ないなというふうに判断しました。

この内容については、一応、取りあえず農地改良としてはやむを得ないというふうに判断しました。特に許可相当と判断しましたが、委員の皆さんに判断していただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○会長（小川達男君） ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

初めに、7番の志多見地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員ですので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、8番及び9番の志多見地区の案件については、関連がありますので一括して事務局

より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

5条の8番と9番は、譲渡人が同一で関連がございますので、一括にてご説明いたします。

位置図24ページ、25ページ及び土地利用計画図5-8、5-9をご覧ください。

両案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農地の不許可の例外に該当し、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○8番（松本榮次郎君） 8番、松本です。

ナンバー8について、先ほど説明があったように、この位置図の25ページをご覧ください。その中の白い枠がかかっているところと、手前のちょっと黒塗りに塗ったところですね、この譲渡人の　さんは、土地を一応、手放したいということで話ができていまして、上の白塗りについては　さんが売却したいということで、ナンバー8については進めているというふうに聞いております。

内容については、8月17日に夢川推進委員さんと、それから代理人の　さん、内容については　さんから説明を受け、今の内容で確認しました。ちょっと白塗りのところと左手の部分が入り組みしているんですけども、　、この土地のところが少し入り組みしていたんですけども、こんな説明を受けて、特に問題ないというふうになっております。

ナンバー8については、取りあえず　さんが売却したいということで話が進んでいるということで説明を受けました。

特に許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いしたいと思います。

○会長（小川達男君） ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

どうぞ。

○1番（高橋雅一君） 1番、高橋です。

というのは、これは含まれていないというふうに考えていいんですか。

○8番（松本榮次郎君） というのが、この さんが購入される土地というふうに聞いております。それで、下のほうについては さんということで、ちょっとこことの関係、ちょっとここは入り組んでいるんですけども、 ということで、これが さんの土地というふうに聞いております。

○1番（高橋雅一君） ちょっとこっちの資料に記入されていないものですから。

○事務局（渡辺昌也君） では、事務局から。

こちらは申請の、実際の自己用住宅の申請地のほうには は含まれるんですが、議案書のほうには、農地ではないので議案書のほうには入れていないということになります。

○1番（高橋雅一君） 了解しました。

○会長（小川達男君） ほかにありますか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

初めに、8番の志多見地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員ですので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、9番の志多見地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員ですので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、10番の田ヶ谷地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図26ページ及び平面図5-10をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借権（9か月）により土地を借り受け、農地改良工事（一時転用）を行うもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、9か月間の一時転用であり、盛土をし、耕作が可能な土地にするため農地改良工事を行うことから、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査

の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（関 弘明君） 11番の関弘明です。

今回の農地改良の案件ですけれども、6月の総会議案として上程されておりましたが取下げになっており、今回改めて上程されたところでございます。

現地確認ですが、6月のときに、6月17日に、推進委員の清水さんと2人で現地確認を行っており、そのときは本申請の代理人でありますと書いてと読むんですが、さんが都合つかないため、同会社のさんに立ち会っていただいております。

今回は、8月17日に私1人で現地確認を行い、土地所有者のさんからお話を伺いました。

申請内容ですが、農地改良を目的とした一時転用の5条申請となっております。

現地の状況ですが、以前はお米を作っていましたが、現在は何も作付はされておらず、耕耘等の管理をしているところでございます。当日の状況としましては、若干草は生えておりましたが管理はされておりました。

土地所有者のさんは、かねがね自家野菜の栽培を考えておりましたが、適当な土地がなく、宅地の一部のほんの僅かなスペースに野菜を作っていました。こうした中で、自宅の真ん前の今回の申請地を利用できないかと考えたそうです。

しかし、この農地は道路よりも60センチメートルぐらい低く、このままでは野菜作りには適していません。そこで、今回盛土をして野菜作りができる畑にしたいと考え、今回の申請に至ったそうです。今回の申請に当たっては、周辺住宅等の承諾を得ているとのことでした。

さんは、農地改良が完了しましたら、ジャガイモ、ダイコン、タマネギなど、いろいろな野菜を作りたいと言っていました。

申請に至った経緯等の聞き取り結果や現地の状況等は以上でございまして、許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いします。

○会長（小川達男君） ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

10番の田ヶ谷地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(举手全員)

○会長（小川達男君） 举手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、11番の鴻茎地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図27ページ、28ページ及び平面図5-11をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借権（4か月）により土地を借り受け、農地改良工事（一時転用）を行うもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、農用地（青地）と判断されますが、4か月間の一時転用であり、盛土をし、耕作が可能な土地にするため農地改良工事を行うことから、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番（小坂 実君） 15番、小坂です。

8月19日に、推進委員の泉津井さんと現地に向かいました。そこで、の代理のさんから話を伺いました。

この場所は、道路よりかなり下に下がっておりまして、水がたまってなかなか水稻も、秋になっても水が引かないような状態で耕作がしづらいところでした。

現地を見てみると、一部にはヨシが生えて、またいまだに水がたまっているような状態でした。盛土をすることによって、近所の人が小麦を作っていただけるような状態でした。

耕作放棄地の解消にもなりますので、許可相当と判断してまいりました。よろしくご審議をお願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

11番の鴻茎地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は举手をお願いします。

(举手全員)

○会長（小川達男君） 举手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、12番の北川辺地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図29ページ、土地所在図5-12をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、駐車場とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、事業拡大に伴い、当社と隣接する土地を購入し、当社駐車場として利用するため計画したものにあり、一般基準及び立地基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○4番（山岸和男君） 4番、山岸です。

この案件につきまして、8月19日、推進委員の荒井さん、荻原さんの3人で現地確認と聞き取りをいたしました。申請地は適切に管理されていました。代理人の　さんにお話を聞くことができました。

譲渡人の　さんのほうから、この宅地とかを買っていただきたいという話が来て、ここに農地があったということで、今回の申請というふうになったそうです。

この既存の黒いところが　の駐車場ということで、五、六年前に、これは　さんの土地を駐車場として使っておりまして、規模拡大ということで、宅地に山林を現在は更地にして、もうすぐ駐車場として使える状態になっております。

後日、　さんのほうに電話で確認をしたんですが、　さんは小学校、中学校と同級生なんです。それで電話で話したところ、しばらく前に　のほうに住まいを構えたので、自宅にはもう戻らないで処分したい。それで、　さんに買っていただきたいということで今回の申請となりました。

それで、ちょうど8月19日に、聞き取り行った日に住所変更がされましたので、この議案書には間に合わなかったということで、元の住所が書いてあったということですね。元の住所、　の住所が書いてあったということで、　のほうに住所はあります。

許可相当と考えますので、ご審議のほどよろしくお願いします。

以上です。

○会長（小川達男君） ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

12番の北川辺地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、13番の東地区の案件について、事務局より説明お願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図30ページ及び平面図5-13をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借権（2か月）により土地を借り受け、農地改良工事（一時転用）を行うもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、農用地及び第1種農地と判断されますが、2か月間の一時転用であり、盛土をし、耕作が可能な土地にするため農地改良工事を行うことから、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○13番（中島利雄君） 13番、中島です。

8月22日に、推進委員の町田さんと2人で現地確認に行ってまいりました。現地で譲受人の の代理の さんにお会いし、いろいろお話を伺ってまいりました。

現地は草が五、六十センチ生えておりましたが、低い土地なので、農地改良をして小麦を作ることでした。

何ら問題なしと判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

13番の東地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(举手全員)

○会長（小川達男君） 举手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、14番の東地区の案件について、事務局より説明お願ひします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図31ページ及び土地利用計画図の5-14をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借権（10年）により土地を借り受け、自己用住宅の敷地拡張を行うもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農地の不許可の例外に該当し、既存の宅地では駐車スペースが狭く、現在、実家の駐車場に駐車しており、不便であるため計画したものであり、一般基準及び立地基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○13番（中島利雄君） 13番、中島です。

8月22日に、町田さんと2人で現地確認に行ってまいりました。現地で譲受人の　さんの代理の　さんと譲渡人の　さんにお会いし、いろいろお話を伺ってまいりました。

申請地を整地し、車置場にするとのことでした。

何ら問題なしと判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

14番の東地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は举手をお願いします。

(举手全員)

○会長（小川達男君） 举手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、15番の元和地区の案件について、事務局より説明お願ひします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図32ページ及び土地利用計画図の5-15をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建築条件付売買予定地（8区画）とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に対して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○13番（中島利雄君） 13番、中島です。

8月21日に、推進委員の落合さんと2人で現地確認に行ってまいりました。現地で譲受人の の代理の さんにお会いし、いろいろお話を伺ってまいりました。

現地はよく管理されておりました。日当たりもよくて、いい土地だと思います。

何ら問題なしと判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

15番の元和地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員ですので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、16番の元和地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図33ページ及び現況平面及び断面図5-16をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借権（3か月）により土地を借り受け、農地改良工事（一時転用）を行うもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、農用地と判断されますが、3か月間の一時転用であり、盛土をし、耕作が可能な土地にするため農地改良工事を行うことから、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○13番（中島利雄君） 13番、中島です。

8月21日に、推進委員の落合さんと2人で現地確認に行ってまいりました。

現地で、譲受人の の代理人の さんにお会いし、いろいろお話を伺ってまいりました。

現地は草が1メートルぐらい生えておりましたが、除草剤をまいて、農地改良をして小麦を作ることでした。

何ら問題なしと判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

16番の元和地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員ですので、許可相当とすることに決定をいたします。

---

◆

---

#### ◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小川達男君） 次に、議案第5号「令和7年（8月分）農用地利用集積等促進計画（案）について」を議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

別紙議案第5号をご参照ください。

令和7年（8月分）農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用集積等促進計画（案）につきまして、加須市より意見を求められております。

促進計画につきましては、借受けを希望した方に農地中間管理機構が借り受けた農地を再配分したものです。それを受け、希望者への農用地の貸付けが適当であるかのご審議をよ

ろしくお願ひいたします。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

議案第5号「令和7年（8月分）農用地利用集積等促進計画（案）について」、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員ですので、同意とすることに決定をいたします。



#### ◎議案第6号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小川達男君） 次に、議案第6号「加須農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。

審議に入ります前に、本日の進め方について、委員の皆さんにご了解をいただきたいということでございますので、事務局より説明をお願いいたします。

○農業振興課（野崎浩次君） 農業振興課の野崎と申します。

農業振興課長が公務により不在のため、代わりに議案第6号の加須農業振興地域整備計画の変更について説明させていただきます。

農業振興地域整備計画は、主として、特に農業の振興を図っていく地域を農用地区域として設定する計画でございます。

農用地区域内の農地につきましては、優良農地として確保・保全していく農地であるため、原則として転用等による非農業的な土地利用ができないこととなっております。農用地区域内の農地をやむを得ず分家住宅や資材置場、駐車場、敷地拡張などのために利用する場合は、当該農地を農用地区域から除外する申出が必要となります。

今回、事業計画者から除外の申出のあった事案につきまして、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき、市長が農業委員会へ、当計画の変更に当たってのご意見をお伺いするものでございます。

議事の具体的な進め方でございますが、議案書の総括表の左から2列目に、農用地区域番号ということで、農用地区域番号別にA、B、Cとアルファベットを記載していますが、説明はアルファベットごとに一括して農業振興課の担当から説明させていただきます。その後、ご質問、ご意見を伺い、各案件に対して農業委員会として意見を付すかどうか決めていただきますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいまの説明のとおりに進めることでよろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○会長（小川達男君） それでは、最初に農用地区域からの除外案件の事案番号1番について、農業振興課の担当から説明をお願いします。

○農業振興課（野崎浩次君） まず説明の前に、農振除外の担当を紹介をしたいと思っております。

まず、農業振興課、野崎と、梓澤でございます。よろしくお願ひをします。

それでは、着座にて説明させていただきます。

皆様には、事前に資料として議案第6号につきまして3種類、まず、A4横判の加須農業振興地域整備計画の変更について（4月受付分）加須農業振興地域整備計画変更申出地総括表と、同じくA4横判の（4月受付分・除外）の位置図及び事業計画図、そして（4月受付分・編入）案内図及び位置図を1部ずつお配りしております。

これから、資料の見方などを簡単にご説明させていただきます。

まず、総括表をご覧ください。

1枚めくっていただきまして、表の左、1列目から順に事案番号、農用地区域番号となつており、4列目からは該当する土地の所在地、地目、地積、事業計画面積と続き、その後に除外の事由、事業計画者、土地の所有者となっております。そして、表の一番右の列の備考欄には、事業計画者の現状や事業を計画した理由などを記載しております。

なお、事前に送付した総括表に誤りがございましたので、この場で訂正させていただきます。

事案番号1について、農用地区域番号が「A」と記載されておりますが、正しくは「B」となります。

また、事業番号4につきましては、除外の事由が「駐車場」と記載されておりますが、正しくは「敷地拡張（駐車場）」となります。今現状では「駐車場」と記載されておりますが、

「敷地拡張（駐車場）」となります。

続きまして、令和7年4月の申出のうち、農用地区域からの除外の案件につきましては、地域別では加須地域が1件、騎西地域が5件、除外事由別では分家住宅が2件、敷地拡張が3件、特別養護施設が1件となっております。

その他、農用地区域、通称青地への編入案件は、騎西地域が1件でございます。

次に、加須農業振興地域整備計画の変更について（4月受付分・除外）の位置図及び事業計画図をご覧ください。

こちら、表紙を1枚開いていただきますと、事業番号の順に見開きになっておりまして、左上に事案番号を記載しております。開いていただいた上の部分の図面が位置図、下の部分が事業計画図となっております。

続きまして、次に、加須農業振興地域整備計画の変更について（4月受付分・編入）の位置図及び農振図をご覧ください。

こちら、表紙を1枚開いていただきますと、事案番号1となっておりまして、左上に事案番号を記載しております。開いていただいた上の図面が位置図、下の図面が農振図という形になっております。

以上で説明を終わりにします。

それでは、資料のご説明をいたしますので、総括表と除外の位置図及び事業計画図をご覧になりながらお聞きください。

○農業振興課（梓澤寿君） 最初に、総括表の農用地区域からの除外案件の事案番号1番で、農用地区域番号B、敷地拡張は1件になります。

事案番号1番ですが、除外事由は積替え場所の敷地拡張で、除外が完了した場合は第1種農地になります。

事業計画者は運送業を営んでおります。現在はトラックなどを縦列駐車しており、使い勝手が悪いことや増車計画があることから申出することとなりました。

申出地は既存の敷地と一体利用できるため、周辺の営農などには支障は出ないと思われます。

事案番号1番の説明は以上です。

○会長（小川達男君） ただいま担当課から説明がありましたが、本件についてご意見、ご質問がありましたらお聞かせください。

どうぞ。

○11番（関 弘明君） 11番の関と申します。

今回の該当農地ですけれども、法人の所有になっております。この法人の農地を取得した年といいますか、いつ頃取得した土地なんでしょうか。

○農業振興課（野崎浩次君） 先ほどのご質問の件なんですけれども、こちらは さんが取得した土地というか、 さんから さんのほうに所有権が移転された期日は、令和6年3月13日です。

○事務局（前島勝己君） 登記自体は、令和6年3月13日となりますが、こちらの転用は、が3条の申請で取得しております。たしか、令和3年4月ぐらいに権利の取得を行ったと思います。その後、登記を行っておりませんでしたが、この計画の相談がありましたので、こちらの指導により、令和6年4月1日に登記を行いました。関委員さんが心配している3年3作というのは、すでに経過しております。

○11番（関 弘明君） 分かりました。

○会長（小川達男君） ほかにありますか。

（発言する人なし）

○会長（小川達男君） ご意見等はないようですので、確認いたします。

事案番号1番については、やむを得ないものと認め、農業委員会として意見を付さないことでよろしいでしょうか。

（発言する人なし）

○会長（小川達男君） それでは、意見なしと決定します。

次に、事案番号2番、3番について、担当課から説明をお願いします。

○農業振興課（梓澤寿君） 次に、事案番号2番、3番で、農用地区域番号D、分家住宅が1件、敷地拡張が1件になります。

事案番号2番ですが、除外事由は分家住宅で、除外が完了した場合は第1種農地になります。

事業計画者は借家に暮らしておりますが、子供が生まれたことで手狭になったため、所有者である妻の祖父の承諾を得て今回の計画となっております。

申出地は妻の実家と隣接しており、お互いに助け合いながら生活することで、生活の利便性が向上することが見込まれます。

申出地は、周辺の農地を分断しないため、営農などに支障は出ないと思われます。

次に、事案番号3番ですが、除外事由は駐車場及び洗車場の敷地拡張で、除外が完了した

場合は第1種農地になります。

事業計画者は給油販売業を営んでおります。現状では大型車の洗車場が不足していることから申出することとなりました。

申出地は既存敷地と一体利用できるため、周辺の営農などには支障は出ないと思われます。

事案番号2番、3番の説明は以上です。

○会長（小川達男君） ただいま担当課からの説明がありましたが、本件についてご意見、ご質問等がありましたらお聞かせください。

ありますか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご意見等はないようですので、確認いたします。

事案番号2番、3番については、やむを得ないものと認め、農業委員会として意見を付さないことでよろしいでしょうか。

（発言する人なし）

○会長（小川達男君） それでは、意見なしと決定をします。

次に、事案番号4番、5番、6番について、担当課から説明をお願いします。

○農業振興課（梓澤寿君） 次に、事案番号4番から6番で、農用地区域番号E、分家住宅が1件、敷地拡張が1件、特別養護施設が1件になります。

事案番号4番ですが、除外事由は駐車場の敷地拡張で、除外が完了した場合は第2種農地になります。

事業計画者は宗教法人で、檀家数に対して既存駐車場が不足していることから、今回申出することとなりました。

申出地は既存敷地と一体利用できるため、周辺の営農などには支障は出ないと思われます。

次に、事案番号5番ですが、除外事由は特別養護施設で、除外が完了した場合は第2種農地になります。

事業計画者は社会福祉法人で、現在、市外で保育所等を行っておりますが、新規で高齢者福祉事業を行うため、申出することとなりました。

周辺に特別養護施設がないこと、県道に接続していることなどから土地の選定を行いました。

特別養護施設の認可については、県東部福祉事務所と協議中です。

計画地の一部は農地以外を選定しており、周辺の営農などに支障は出ないと思われます。

次に、事案番号6番ですが、除外事由は分家住宅で、除外が完了した場合は第1種農地になります。

事業計画者は妻と子の3人で借家に暮らしておりますが、手狭になってきたため、所有者である父の承諾を得て今回の計画となっております。

申出地は実家と隣接しており、お互いに助け合いながら生活することで、生活の利便性が向上することが見込まれます。

申出地の残地部分は、今後も営農を継続する予定です。周辺の農地を分断しないため、営農などに支障は出ないと思われます。

事案番号4番から6番の説明は以上です。

○会長（小川達男君） ただいま担当課からの説明がありましたが、本件についてご意見、ご質問等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご意見等はないようですので、確認いたします。

事案番号4番、5番、6番については、やむを得ないものと認め、農業委員会として意見を付さないことでよろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○会長（小川達男君） それでは、意見なしと決定します。

次に、農用地区域への編入案件の事案番号1について、担当課から説明をお願いします。

○農業振興課（野崎浩次君） 次に、総括表（2）農用地区域への編入案件で、事案番号1番、農用地区域番号Dの1件です。

事案番号1番ですが、編入事由は10ヘクタール以上の集団農地の一部であることです。所有者の承諾を得た土地について、農業振興に寄与する目的として、農用地区域（青地）に編入するものです。

事案番号1番の説明は以上です。

○会長（小川達男君） ただいま担当課からの説明がありましたが、本件についてご意見、ご質問等がありましたらお聞かせください。

ありませんか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご意見等はないようですので、確認いたします。

総括表（2）農用地区域への編入案件の事案番号1番については、やむを得ないものと認

め、農業委員会として意見を付さないことでよろしいでしょうか。

(「はい」と言う人あり)

○会長（小川達男君） それでは、意見なしと決定をします。

以上で、議案第6号「加須農業振興地域整備計画の変更について」を終了します。



#### ◎報告事項

○会長（小川達男君） 次に、報告事項について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） それでは、報告第1号から第4号につきましてご説明をいたします。

加須市農業委員会議案書の12ページからをご参照ください。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」でございますが、相続による届出について18件で、内容は資料のとおりです。

報告第2号、17ページをご参照ください。

「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書について」でございますが、市街化区域の農地転用の届出について1件で、内容は資料のとおりです。

報告第3号、18ページをご参照ください。

「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について」でございますが、市街化区域の農地転用の届出について5件で、内容は資料のとおりです。

報告第4号、19ページからをご参照ください。

「農地法第18条第6項の規定による通知書について」でございますが、農地貸借の合意解約による届出について34件で、内容は資料のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（小川達男君） 以上で、本日の総会に上程しました議案は全て終了いたしました。

これにて議長の任を降り、進行を司会へお戻しします。

○局長（野崎修司君） 小川会長、議事の進行ありがとうございました。



#### ◎閉会の宣告

○局長（野崎修司君） それでは、最後になりますが、松本職務代理から閉会のご挨拶をお願いいたします。

○職務代理（松本 昇君） それでは、本日はお忙しい中、委員各位につきましては、長時間にわたり慎重審議をいただき、ありがとうございました。

これをもちまして、令和7年第8回加須市農業委員会総会を閉会といたします。

閉会 午後 4時17分

会議の顛末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和7年8月25日

会長 小川 達男

署名委員瀬下京子

署名委員山岸和男